

◎高齢者の居住の安定確保に関する法

律等の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二八日法律第三二号)

一、提案理由(平成二十三年四月一五日・衆議院国土交通委員会)

○大畠国務大臣 ただいま議題となりました高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

急速に高齢化が進展する我が国において、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる住まいを確保することが求められています。

特に、高齢者の単身世帯や夫婦世帯の急増が見込まれる中で、高齢者が必要な介護、医療を受けながら安心して暮らすことができる住まいの確保が重要となります。しかし、我が国の高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの数の割合は、諸外国に比べて極めて低水準にとどまっており、高齢者の居住の安定を確保するため、一定のバリアフリー構造等を有する賃貸住宅等

において、高齢者の生活を支援するサービスつきの高齢者向け住宅の供給を促進する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、一定のバリアフリー構造等を有する賃貸住宅等において、高齢者の生活を支援するサービスつき高齢者向け住宅事業の登録制度を創設し、当該事業を行いう者が遵守すべき事項を定めるほか、登録を受けた事業者に公営住宅を使用させることができるもの等の特例を設けることとし、これに伴い、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度及び高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度を廃止することとしております。

第二に、サービスつき高齢者向け住宅の整備に関する事業を支援する地方公共団体に対し、交付金を交付することができることとしております。

第三に、サービスつき高齢者向け住宅とするために既存住宅を購入する者に対する当該購入に係る資金の貸し付けを、独立行政法人住宅金融支援機構が行うことができるとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしく

くお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二三年四月二二日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

本案は、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦世帯の急増が見込まれる中で、高齢者が、必要な介護、医療を受けながら安心して暮らすことができる住まいを確保するため、次の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、一定のバリアフリー構造等を有する賃貸住宅等において、高齢者の生活を支援するサービスつき高齢者向け住宅事業の登録制度を創設すること、

第二に、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度及び高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度を廃止することなどであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、翌十五日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、質疑を行ない、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月二二〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災の被災者に対し、応急仮設住宅を早急に整備

するとともに、高齢者が多いなどの地域の実情を踏まえ、被災者の住まいの確保について、万全を期すこと。

二 東日本大震災の復興に当たっては、生活支援施設、福祉・

医療施設、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅を一体的に地域の福祉拠点として整備するなど、高齢者が住みやすい地域をつくる取組を、国として総合的かつ具体的に支援していくこと。

三 高齢者の住生活の安定を図るために、住宅施策と福祉・保健医療施策との連携が重要であり、制度を運用する地方公共団体の関係部局が実効的に連携できるよう、情報提供、助言等の支援を積極的に行うこと。

四 高齢者のニーズに対応したサービス付き高齢者向け住宅の供給が的確に行われるよう、社会福祉法人や医療法人等、様々な事業主体の参画を促すこととし、必要な情報提供、助言等の支援を行うこと。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律

一一〇

- 五 サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たっては、低所得の高齢者も利用可能となるよう、既存住宅の改修や公有地を活用した供給が促進されること。
- 六 高齢者のための住まいの確保に当たっては、若年層、子育て世帯等を含む多世代の居住者による地域コミュニティが形成されるよう、総合的な取組を推進すること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二三年四月二七日)

- 小泉昭男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高齢者の居住の安定を確保するため、加齢に伴う高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造等を有する賃貸住宅等において、心身の状況の確認、生活相談等のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、サービス付き高齢者向け住宅の概要及び供給促進策、サービス付き高齢者向け住宅において介護や医療との連携を図る必要性、低所得の高齢者に対する居住の安定確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○附帯決議(平成二三年四月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 東日本大震災の被災者に対し、応急仮設住宅を早急に整備するとともに、高齢者が多いなどの地域の実情を踏まえ、被災者の住まいの確保について万全を期すこと。
- 二 東日本大震災の復興に当たっては、生活支援施設、福祉・保健医療施設、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅を一體的に地域の福祉拠点として整備するなど、高齢者が住みやすい地域をつくる取組を、国として総合的かつ具体的に支援していくこと。

- 三 高齢者の住生活の安定を図るためにには、住宅施策と福祉・保健医療施策との連携が重要であり、制度を運用する地方公共団体の関係部局が実効的に連携できるよう、情報提供、助言等の支援を積極的に行うこと。
- 四 高齢者のニーズに対応したサービス付き高齢者向け住宅の

供給が的確に行われるよう、社会福祉法人や医療法人等、様々な事業主体の参画を促すこととし、必要な情報提供、助言等の支援を行うこと。

五 サービス付き高齢者向け住宅は、各住宅によって、契約形態や提供されるサービス内容、費用負担等が異なることから、トラブルを防止するため、高齢者に対する的確な情報の提供、相談体制の整備等がなされるよう必要な助言等を行うこと。

六 事業者側の事情により高齢者の居住の安定を害する運営が行われることがないよう、悪質な業者の排除など、適切な指導監督を図るため、必要な措置を講ずること。

七 サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たっては、低所得者を始め幅広い所得層の高齢者が利用可能となるよう、既存住宅の改修や公営住宅等を活用した供給が促進されるよう努めること。

八 高齢者のための住まいの確保に当たっては、若年層、子育て世帯等を含む多世代の居住者による地域コミュニティが形成されるよう、総合的な取組を推進すること。

右決議する。